

佐倉市内で農業を営む皆様へ 【令和7年6月補正】
農業生産資材高騰対策事業支援金のお知らせ

目的

エネルギー価格及び農業生産関係資材の高騰により、大きな影響を受けた市内農業者に対して、営農の継続に向けた経済的負担の軽減を図ること。

対象者

- ① 佐倉市で住民登録している販売農家
 - ② 佐倉市内に本店所在地を有する農地所有適格法人
- ※ただし、確定申告を行っている場合に限りです。(青色、白色どちらでも可)

支援内容

令和6年分の農業所得用の確定申告(個人) 又は 令和6年度中に期末のある決算資料(法人)のうち、

農業生産資材費(種苗費、飼料費、諸材料費、動力光熱費の合計) × 0.065 (※)

肥料費は対象外です。また、**上限20万円・千円未満切り捨て**。※物価高騰分(13%)の1/2

提出書類

- ① 佐倉市農業生産資材高騰対策事業支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書
(農政課の窓口または市ホームページ(右下二次元コード参照)から入手できます。)
- ② 対象経費がわかるもの
【個人の場合】
青色申告の方: 所得税青色申告決算書(農業所得用)
白色申告の方: 確定申告書第一表 及び 収支内訳書(農業所得用)
【法人の場合】
法人税確定申告書 及び 決算報告書
- ③ 振込先の口座情報がわかるもの(通帳の写しなど。申請者本人の名義に限りです。)

申請方法

郵送 または メール もしくは 農政課の窓口までお持ちください。

申請期間

令和7年8月1日(金) から 令和7年12月26日(金)まで(厳守)
(郵送の場合は、令和7年12月26日当日の消印有効)

その他

申請受付後、順次支給いたしますが、一定の時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

[佐倉市ホームページ]



問い合わせ先: 佐倉市役所経済環境部農政課(担当 志津、小出)

☎: 043-484-6142 FAX: 043-484-5061